

○伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和58年2月1日

規則第2号

改正 昭和60年2月12日規則第2号
平成6年12月26日規則第57号
平成10年3月26日規則第5号
平成13年3月27日規則第9号
平成14年9月27日規則第25号
平成15年9月18日規則第32号
平成16年7月26日規則第33号
平成17年6月15日規則第27号
平成17年9月9日規則第31号
平成18年9月25日規則第114号
平成19年11月30日規則第65号
平成19年12月25日規則第69号
平成20年3月28日規則第15号
平成20年9月19日規則第30号
平成20年12月26日規則第46号
平成22年4月1日規則第24号
平成24年3月5日規則第5号
平成27年12月30日規則第48号
平成28年7月25日規則第49号

伊達市重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部負担金等）

第2条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は、次のとおりとする。

（1） 受給者が3歳未満（3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合

初診時一部負担金として、医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るときは初診1件につき270円とする。

（2） 前号以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

2 前項第2号の場合であって、受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等）

第3条 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（附加給付金の徴収）

第4条 条例第4条第1項に規定する附加給付金は、市長が受給者の加入している医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）から附加給付金の受領に関する委任を受けて、被保険者等の所属している保険者から当該附加給付金の支払いを受けるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定める方法により支払いを受けることができる。

（条例第4条第2項に規定する額等）

第5条 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については同項第1号を適用する。）に規定する額とする。

（受給者証の交付申請）

第6条 条例第5条に規定する申請書は、重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書（様式第1号）及び重度心身障がい者医療費受給者証交付申請世帯調書（様式第1号の2）又はひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（様式第2号）及びひとり親家庭等医療費受給者証交付申請世帯調書（様式第2号の2）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証

（2） 重度心身障がい者に係る医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳、同項第2号に規定する状態にあることが判定され、若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神障害者保健福祉手帳

（3） ひとり親家庭等の母、父又は児童に係る医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現

に児童を扶養し、又は監護している事実を明らかにする書類

(4) 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(5) 第2条第1項第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは当該書類の添付を省略させ、又は特に必要があると認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給者証の交付等）

第7条 市長は、条例第6条の規定により受給者であることを認めたときは、重度心身障がい者医療費受給者台帳（様式第3号）又はひとり親家庭等医療費受給者台帳（様式第4号）に登録するものとし、同条の規定により交付する受給者証は、重度心身障がい者医療費受給者証（様式第5号）又はひとり親家庭等医療費受給者証（様式第6号。以下これらを「受給者証」という。）によるものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その有効期間は8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第6条の規定による審査の結果、条例第3条の規定に該当しないことを確認したときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

4 受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第8条 条例第8条第1項に規定する医療費の助成額の支払いは、当該保険医療機関等が重度心身障がい者医療費請求書（様式第9号）又はひとり親家庭等医療費請求書（様式第10号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する支払いについての事務を審査支払機関に委託することができる。

3 条例第8条第2項に規定する医療費の助成額の支払いは、受給者が重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費助成申請書（様式第11号）に当該保険医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

4 市長は、医療費の助成を決定したときは、重度心身障がい者医療費助成金支給決定通知書（様式第12号）又はひとり親家庭等医療費助成金支給決定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定により申請書を提出した受給者が助成の対象でないことを確認したときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費助成申請却下通知書（様式第14号）により当該申請者に

通知するものとする。

(届出)

第9条 条例第10条第1項第1号及び第3号の規定による届出は重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給資格内容変更届出書(様式第15号)により、同条第1項第2号及び同条第2項の規定による届出は重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届出書(様式第16号)により行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

(届出がない場合の受給事由の消滅の処理)

第10条 市長は、条例第10条の規定による届出がない場合において、公簿等により受給者が条例第3条の規定に該当しなくなったこと又は死亡したことを確認したときは、職権で受給事由の消滅の処理を行うことができる。

2 市長は、前項の処理を行ったときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給事由消滅通知書(様式第17号)により、受給事由を消滅させられた者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年2月12日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月26日規則第57号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成10年3月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成13年3月27日規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第1条の次に1条を加える規定、第4条の改正規定及び別表を加える規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日規則第25号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年9月18日規則第32号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月26日規則第33号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年6月15日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月9日規則第31号抄)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

3 この規則の施行の日から平成18年7月31日までの間に交付する重度心身障害者医療費受給者証及びひとり親家庭等医療費受給者証についてのこの規則による改正後の伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第7条第2項の規定の適用については、同項中「8月1日」とあるのは「10月1日」とする。

附 則（平成18年9月25日規則第114号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第69号）

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日規則第30号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第46号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第24号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に使用している様式第5号及び様式第9号については、当分の間、その使用を認めるものとする。

附 則（平成24年3月5日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則様式第9号及び様式第10号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年12月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号、様式第2号、様式第8号、様式第11号、様式第15号及び様式第16号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年 7 月25日規則第49号）

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

第 3 条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

(1) 条例第 3 条第 3 号に規定する所得の額は、前年の所得（1 月から 7 月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第 8 条第 1 項において準用する同令第 2 条第 2 項に定める額とする。

(2) 条例第 3 条第 4 号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第 2 条の 4 第 7 項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

ア 条例第 3 条第 3 号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 8 条第 2 項において準用する同令第 4 条の規定によるものとする。

イ 条例第 3 条第 4 号に該当する場合にあつては児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第 9 条第 2 項並びに同法施行令第 2 条の 4 第 6 項及び第 3 条第 1 項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第 3 条第 3 号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 8 条第 3 項において準用する同令第 5 条の規定によるものとする。

イ 条例第 3 条第 4 号に該当する場合にあつては児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定によるものとする。